

《次に該当する方は以下の手続きも必要となります。》

(転入先での詳しい手続き・方法等については、転入先の市区町村へお問い合わせください。)

手続きする内容	鹿角市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録 をしている方	特に手続きの必要はありません。印鑑登録は転出(予定)日をもって、自動的に失効します。 【市民課 戸籍年金班】	あらためて手続きをしてください。
個人番号カード (マイナンバーカード) または 住民基本台帳カード (住基カード)	カードをお持ちの方のいる世帯が市外(海外転出を除く)への転出届をした場合は、原則として『転出証明書』を交付しません。 カードをお持ちの上、右欄の新住所地での手続きをしてください。 (ただし、転入届の際にカードの提示と暗証番号の入力ができない等の場合は、『転出証明書』を交付します。) 海外転出の場合は、カードは大切に保管し、日本へ転入される際にお持ちください。 【市民課 戸籍年金班】	新住所地の市区町村役場で、引越してから14日以内(転出予定日より30日以内であること)にカードをお持ちの上、転入届をしてください。(暗証番号の入力が必要) 上記の転入届出後90日以内にカードの継続利用手続きをしますと、引き続きカードを利用することができます。 ※前住所から申請途中(交付前)に転出した場合、再度申請をしていただく必要がありますので、窓口へご相談ください。
国民健康保険 に加入している方	転出(予定)日をもって資格がなくなります。 『被保険者証』は、細かく切って破棄するか、市民課または各支所までお返しください。 70～74歳の方は『国民健康保険高齢受給者証』をお返しください。 転出日以降に鹿角市の被保険者証を使用されると、後日医療費の返還についてのご案内をお送りする場合がございます。 【市民課 国保医療班】	あらためて加入手続きをしてください。
福祉医療受給者証 をお持ちの方	転出(予定)日をもって資格がなくなります。 『受給者証』は、細かく切って破棄するか、市民課または各支所までお返しください。 転出日以降に鹿角市の受給者証を使用されると、後日医療費の返還についてのご案内をお送りする場合がございます。 【市民課 国保医療班】	あらためて手続きをしてください。 (市区町村によって制度・提出書類等が異なりますので、事前に新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。)
後期高齢者医療保険 に加入している方	転出(予定)日をもって資格がなくなります。 『被保険者証』は、細かく切って破棄するか、市民課または各支所までお返しください。 県外へ転出する方は、『後期高齢者医療負担区分等証明書』をお取りください。後日医療費の返還についてのご案内をお送りする場合がございます。 【市民課 国保医療班】	県外へ転出する方は、鹿角市発行の『後期高齢者医療負担区分等証明書』をお持ちの上、あらためて手続きをしてください。
国民年金に加入 している方	特に手続きの必要はありません。 【市民課 戸籍年金班】	『基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、年金証書等)』もしくは『個人番号が分かるもの(個人番号カード、通知カード等)』、『印鑑』をお持ちの上、手続きをしてください。
年金を受給 している方	海外に転出される場合は、年金の受け取り等に関する手続きが必要となります。 【市民課 戸籍年金班】	

手続きする内容		鹿角市での手続き	新住所地での手続き
児 童 手 当 を受けている方		特に手続きの必要はありません。(転出(予定)日をもって受給資格が消滅します。) 【福祉保健センター すこやか子育て課 こども家庭応援班】	受給者の『個人番号が分かるもの(個人番号カード、通知カード等)』をお持ちの上、あらためて申請の手続きをしてください。転出日から月をまたいで申請する場合は、転出日から15日以内に手続きしてください。
児童扶養手当 を受けている方		『児童扶養手当変更届』を提出してください。 【福祉保健センター すこやか子育て課 こども家庭応援班】	鹿角市で交付された『児童扶養手当証書』(受給者のみ)、『個人番号が分かるもの(個人番号カード、通知カード等)』をお持ちの上、手続きをしてください。転出日から月をまたいで申請する場合は、転出日から15日以内に手続きしてください。
介護 保 険	要介護認定を受けている方	『被保険者証』と『負担割合証』、『負担限度額認定証(お持ちの方)』をお返してください。 【福祉保健センター あんしん長寿課 高齢者支援班】	転入した日から14日以内に要介護認定申請の手続きをしてください。
	要介護認定を受けていない方	『被保険者証』をお返してください。 【福祉保健センター あんしん長寿課 高齢者支援班】	特に手続きの必要はありません。
各種障害者手帳 をお持ちの方		特に手続きの必要はありません。 【福祉保健センター 福祉総務課 地域福祉班】	障害者手帳のほか必要書類をお持ちの上、手続きをしてください。
自立支援医療費を支給されている方			
小・中学校の児童・生徒のいる方		今までの学校から、『在学証明書』と『教科書使用一覧』をお取りください。	『在学証明書』と『教科書使用一覧』をお持ちの上、入学の手続きをしてください。
水道・下水道・農業集落排水の手続き		転出前に使用中止、または人数変更の手続きをしてください。 次の世帯に該当する場合は人数変更の手続きが必要です。 ・農業集落排水利用世帯(小豆沢、谷内、永田、末広地区) ・下水道利用世帯で水道メーター及び地下メーターを設置していない世帯 ○お問い合わせ先 0186(30)0273【水道お客様センター】	あらためて使用開始等の手続きをしてください。
原動機付自転車・小型特殊自動車を登録している方		『ナンバープレート』と『印鑑』をお持ちの上、 <u>標識の返納</u> の手続きをしてください。 【税務課 課税班】	『標識返納書』と『印鑑』をお持ちの上、あらためて登録の手続きをしてください。
犬の登録をしている方		特に手続きの必要はありません。 【生活環境課 環境推進班】	鹿角市で交付された『鑑札』と『愛犬手帳』をお持ちの上、手続きをしてください。

※ その他わからないことがありましたら、ご遠慮なくおたずねください。

鹿角市役所 電話番号 0186-30-0203 (代表)

(R4改訂)

鹿角市から転出された方へ

鹿角市新型コロナウイルス感染症対策室

転出後の新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチン接種を受けるには住民票登録地の市区町村が発行する接種券が必要となります。この度鹿角市からの転出により、転出日以降は鹿角市が発行したコロナワクチン接種券は無効となり、接種を受ける際は転出後の市区町村から発行される接種券が必要となります。接種券の発行については、転出先の市区町村のコロナワクチン担当までお問い合わせください。

なお、既に3回目まで接種されている場合は転出先で必要となる手続きはありません。

接種済回数別の転出先で発行される接種券について

① 1回目接種が未接種で接種を希望する方

→ 1・2回目接種券が発行されます。

② 1回目接種済で2回目接種を希望する方

→ 2回目接種券を発行されます。

③ 2回目接種済で3回目接種を希望する方

→ 3回目接種券が発行されます。

④ 3回目接種済の方

→ 転出先からの接種券は発行されません。

※転出後は鹿角市が発行した接種券はお使いいただけませんのでご注意ください。

接種を予約済の場合であっても接種日が転出後の日にちの場合は鹿角市の接種券は使用出来ません。

1・2回目または3回目を接種済の方は、接種券は接種の証明書となる接種済証を兼ねていますので、破棄せず大切に保管してください。

鹿角市新型コロナワクチン接種コールセンター

電話 0186-30-0715 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）